

大和市小児医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月17日

大和市長 大 木 哲

大和市条例第5号

大和市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

大和市小児医療費助成条例（平成7年大和市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和市子ども医療費助成条例

第1条中「小児」を「子ども」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

この条例において「子ども」とは、本市に住所を有し、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

第3条第1項中「小児」を「子ども」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 自身を監護する者のない子ども

第3条第2項中「小児」を「子ども」に改める。

第4条中「小児の」を「子どもの」に、「小児に」を「当該子どもに」に改める。

第5条第1項中「小児の」を「子どもの」に、「小児が」を「子ども（第3条第1項第3号に該当する場合にあっては、自身）が」に改める。

第6条中「小児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の大和市子ども医療費助成条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による医療証の交付その他新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、施行日以後に医療に関する給付を受ける場合の医療費の助成につ

いて適用し、施行日前に医療に関する給付を受けた場合の医療費の助成については、なお従前の例による。

(大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正)

4 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年大和市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1、4の5の項並びに別表第2、10の項、19の項及び28の4の項から29の項までの規定中「大和市小児医療費助成条例」を「大和市子ども医療費助成条例」に改める。